【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年４月20日
【発行者名】	レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　田島 廣久
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
【事務連絡者氏名】	藤田 剛志
【電話番号】	03-5219-5700
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ＬＭ・米国・ラージ・キャップ・グロース・ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	１兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

Ⅰ【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成26年10月20日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また記載事項の一部に訂正すべき事項がありこれを訂正するため、本訂正届出書を提出いたします。

Ⅱ【訂正の内容】

下線部＿＿＿＿は訂正箇所を表します。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(3)【ファンドの仕組み】

（訂正前）

（前略）

②委託会社の概況（平成26年８月末現在）

（以下略）

（訂正後）

（前略）

②委託会社の概況（平成27年２月末現在）

（以下略）

２【投資方針】

原届出書の第二部　ファンド情報　第１　ファンドの状況　２　投資方針につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

（更新・訂正後）

(1)【投資方針】

（前略）

⑤デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定して行うものとします。

※資金動向及び市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

①当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(イ)有価証券

(ロ)デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に掲げるものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）に係る権利

(ハ)約束手形

(ニ)金銭債権

（中略）

(3)【運用体制】

（中略）

■ファンドの運用体制

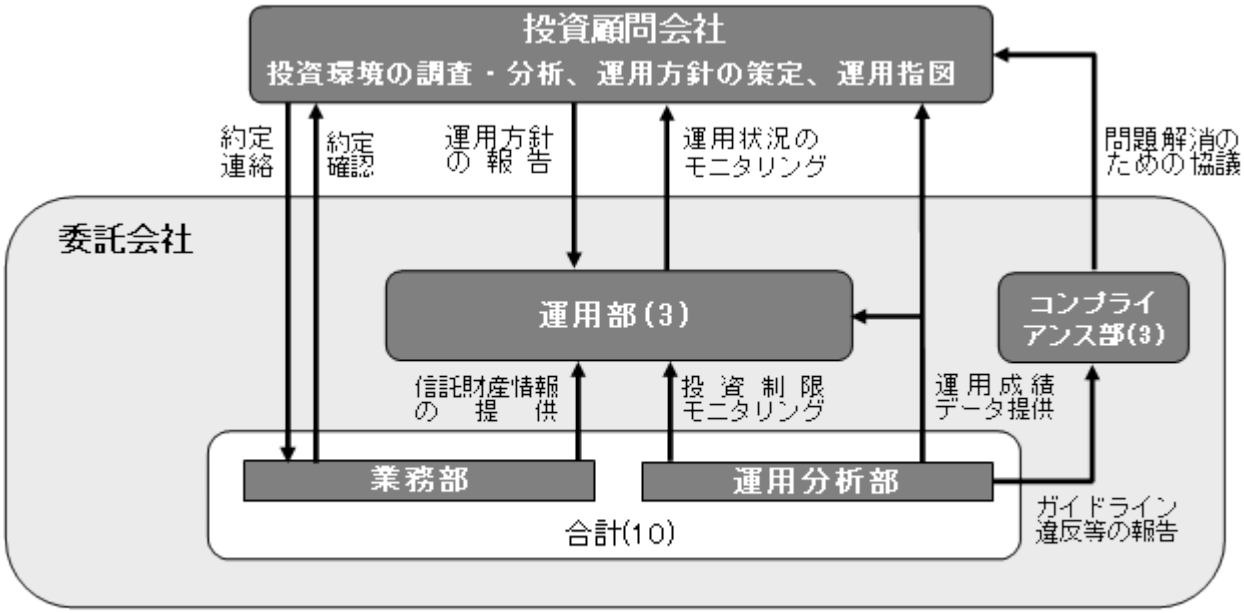

（注）括弧内は平成27年２月末現在の各部署に属する人数（業務部及び運用分析部は、上記業務に従事する人数の合計）を示します。

（中略）

■委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

（中略）

（注）ファンドの運用体制及び管理体制は、平成27年２月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（中略）

(5)【投資制限】

（中略）

＜信託約款による投資制限＞

①信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

②株式への投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

③投資する株式等の範囲

a.委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所（国内外の有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

b.上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

④新株引受権証券及び新株予約権証券への投資制限

a.委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

b.上記a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤同一銘柄の株式等への投資制限

a.委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b.委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

c.上記a.及びb.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑥マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への投資制限

a.委託会社は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

b.上記a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑧信用取引の指図範囲

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

b.上記a.の信用取引の指図は、下記(イ)から(ヘ)までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ下記(イ)から(ヘ)までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

(イ)信託財産に属する株券

(ロ)株式分割により取得する株券

(ハ)有償増資により取得する株券

(ニ)売出しにより取得する株券

(ホ)信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号及び第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

(ヘ)信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（上記(ホ)に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑨先物取引等の運用指図

a.委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

b.委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

c.委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑩スワップ取引の運用指図

a.委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

b.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c.スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

d.委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

a.委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

b.金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c.金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

d.委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑬同一銘柄の転換社債等への投資制限

a.委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b.上記a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑭有価証券の貸付の指図及び範囲

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の(イ)及び(ロ)の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

(イ)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

(ロ)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

b.上記a.の(イ)及び(ロ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c.委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑮公社債の空売りの指図範囲

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

b.上記a.の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c.信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

⑯公社債の借入れ

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b.上記a.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c.信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

d.上記a.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑰特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑱外国為替予約取引の指図

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

b.上記a.の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

c.上記b.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑲資金の借入れ

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b.上記a.の資金借入額は、下記(イ)から(ハ)までに掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

(イ)一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内

(ロ)一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内

(ハ)借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

c.上記b.の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

d.借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑳受託会社による資金の立替え

a.信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

b.信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

c.上記a.及びb.の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

＜法令による投資制限＞

①同一の法人の発行する株式への投資制限（投信法第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

②デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。

③信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号の２）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しません。

（参考）

「ＬＭ・米国・ラージ・キャップ・グロース・マザーファンド」の投資方針の概要

(1)投資方針

（中略）

②運用方法

（中略）

b.投資態度

（中略）

(ト)デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定して行うものとします。

(チ)資金動向及び市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(リ)クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーに、運用の指図に関する権限を委託します。

（中略）

(2)投資対象

①マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(イ)有価証券

(ロ)デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に掲げるものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）に係る権利

(ハ)約束手形

(ニ)金銭債権

（中略）

(3)投資制限

（中略）

＜信託約款による投資制限＞

①信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

②株式への投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

③投資する株式等の範囲

a.委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

b.上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

④新株引受権証券及び新株予約権証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤同一銘柄の株式等への投資制限

a.委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b.委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

⑦外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

⑧信用取引の指図範囲

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

b.上記a.の信用取引の指図は、下記(イ)から(ヘ)までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ下記(イ)から(ヘ)までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

(イ)信託財産に属する株券

(ロ)株式分割により取得する株券

(ハ)有償増資により取得する株券

(ニ)売出しにより取得する株券

(ホ)信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

(ヘ)信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（上記(ホ)に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑨先物取引等の運用指図

a.委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

b.委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

c.委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑩スワップ取引の運用指図

a.委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

b.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c.スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

d.委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

a.委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

b.金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c.金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

d.委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑬同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑭有価証券の貸付の指図及び範囲

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を下記(イ)及び(ロ)の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

(イ)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

(ロ)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

b.上記a.の(イ)及び(ロ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c.委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑮公社債の空売りの指図範囲

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

b.上記a.の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c.信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

⑯公社債の借入れ

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b.上記a.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c.信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

d.上記a.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑰特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑱外国為替予約取引の指図

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

b.上記a.の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

c.上記b.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑲受託会社による資金の立替え

a.信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

b.信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

c.上記a.及びb.の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

＜法令による投資制限＞

①同一の法人の発行する株式への投資制限（投信法第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

②デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。

③信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号の２）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しません。

３【投資リスク】

原届出書の第二部　ファンド情報　第１　ファンドの状況　３　投資リスクにつきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

（更新・訂正後）

（前略）

（注）リスク管理体制は、今後、変更となる場合があります。

参考情報

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

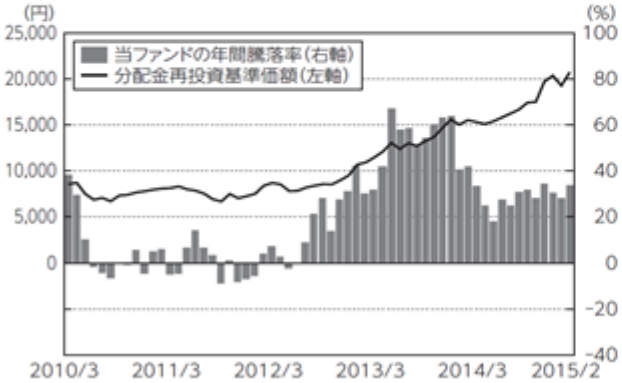

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

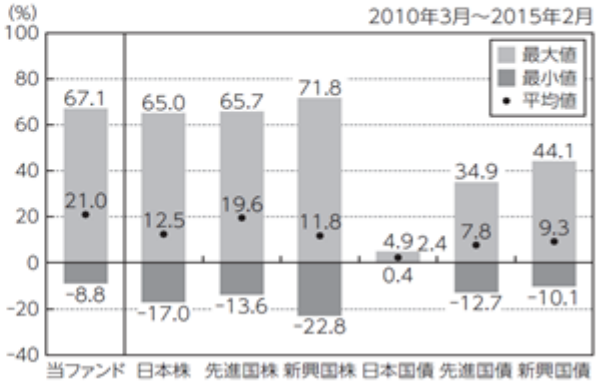

「ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移」の留意点

※1 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※2 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」の留意点

※1 上記グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較することを目的として作成したもので、全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※2 2010年3月～2015年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しております。

※3 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*各資産クラスの騰落率を計算するために使用した指数
日本株　…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株…MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、ヘッジなし・円ベース)
新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、ヘッジなし・円ベース)
日本国債…シティ日本国債インデックス(円ベース)
先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
新興国債…シティ新興国市場国債インデックス(ヘッジなし・円ベース)
(注1)海外の指数は、各資産クラスに為替ヘッジなしによる投資を行うことを想定して、円ベースの指数を採用しております。
(注2)上記各指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はその指数を算出、公表しているそれぞれの主体に帰属します(TOPIX:株式会社東京証券取引所、MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックス:MSCI Inc.、シティ日本国債インデックス、シティ世界国債インデックス、シティ新興国市場国債インデックス:Citigroup Index LLC)。また、それぞれの主体は当ファンドの運用に関して一切の責任を負うものではありません。

上記の分配金再投資基準価額および年間騰落率はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

（訂正前）

申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に3.24%（税抜3.00%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。
販売会社毎の手数料率等の詳細については、各販売会社にお問合せください。販売会社は、下記の照会先までお問合せください。

（以下略）

（訂正後）

申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に3.24%（税抜3.00%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。
※申込手数料は、ファンド及び関連する投資環境の説明並びに情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、購入時にお支払いいただくものです。
販売会社毎の手数料率等の詳細については、各販売会社にお問合せください。販売会社は、下記の照会先までお問合せください。

（以下略）

(3)【信託報酬等】

（訂正前）

（前略）

信託報酬の委託会社、販売会社及び受託会社間の配分については、下記の通りです。

内　訳		
委託会社	販売会社	受託会社
0.85%（税抜）	0.75%（税抜）	0.05%（税抜）

投資顧問会社の報酬は、委託会社が当ファンドから受ける報酬から支払われますので、当ファンドの信託財産からの直接的な支払いは行われません。委託会社は、投資顧問会社が受ける報酬の額及び支弁の時期を、投資顧問会社との間で別に定めます。
（注）マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

（訂正後）

（前略）

信託報酬の委託会社、販売会社及び受託会社間の配分及びこれらを対価とする役務の内容は以下の通りです。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

配分及び役務	委託会社	0.85%（税抜）	委託した資金の運用、基準価額の計算等
	販売会社	0.75%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、各種事務手続き等
	受託会社	0.05%（税抜）	信託財産の管理、委託会社からの指図の実行等

投資顧問会社の報酬は、委託会社が当ファンドから受ける報酬から支払われますので、当ファンドの信託財産からの直接的な支払いは行われません。委託会社は、投資顧問会社が受ける報酬の額及び支弁の時期を、投資顧問会社との間で別に定めます。

（注）マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

(4)【その他の手数料等】

（訂正前）

（前略）

⑤上記④のマザーファンドにおいて発生した諸経費は、マザーファンドの信託財産から支弁され、間接的に当ファンドの受益者の負担となります。ただし、マザーファンドに関連して生じた上記④のd.からf.までの諸費用のうち、委託会社の合理的判断により当ファンドに関連して発生したと認める費用については、マザーファンドの負担とせず、当ファンドから支弁されることがあります。

⑥上記に掲げる費用等については、運用状況等により変動するものであり、あらかじめこれを見積もることが困難であるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

（以下略）

（訂正後）

（前略）

⑤上記④のマザーファンドにおいて発生した諸経費は、マザーファンドの信託財産から支弁され、間接的に当ファンドの受益者の負担となります。ただし、マザーファンドに関連して生じた上記④のd.からf.までの諸費用のうち、委託会社の合理的判断により当ファンドに関連して発生したと認める費用については、マザーファンドの負担とせず、当ファンドから支弁されることがあります。

⑥上記①のうち、主要な手数料等を対価とする役務の内容は以下の通りです。

a.売買委託手数料：有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料

b.保管費用：海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転等に要する費用

c.監査費用：監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用

d.印刷等費用：印刷業者等に支払う法定書類の作成、印刷、交付及び届出に係る費用

⑦上記に掲げる費用等については、運用状況等により変動するものであり、あらかじめこれを見積もることが困難であるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

（以下略）

(5)【課税上の取扱い】

（訂正前）

（前略）

（注）上記は、平成26年８月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

（訂正後）

（前略）

（注）上記は、平成27年２月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

５【運用状況】

原届出書の第二部 ファンド情報　第１ ファンドの状況　５ 運用状況につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

（更新・訂正後）
以下は、平成27年 2月27日現在の運用状況であります。また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】
ＬＭ・米国・ラージ・キャップ・グロース・ファンド

資産の種類	国名/地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	284,223,680	100.17
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	△490,004	△0.17
合計(純資産総額)		283,733,676	100.00

（参考）ＬＭ・米国・ラージ・キャップ・グロース・マザーファンド

資産の種類	国名/地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	239,726,037	84.35
	ベルギー	6,325,585	2.23
	アイルランド	4,675,067	1.64
	キュラソー	8,084,493	2.84
	小計	258,811,182	91.06
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	25,407,430	8.94
合計(純資産総額)		284,218,612	100.00

（２）【投資資産】
①【投資有価証券の主要銘柄】
ＬＭ・米国・ラージ・キャップ・グロース・ファンド
a.上位３０銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	ＬＭ・米国・ラージ・キャップ・グロース・マザーファンド	117,642,252	1.8390	216,344,102	2.4160	284,223,680	100.17

b.種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.17
合計	100.17

（参考）ＬＭ・米国・ラージ・キャップ・グロース・マザーファンド
a.上位３０銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	株式	BIOGEN IDEC INC	ヘルスケア	207	36,079.17	7,468,389	48,912.62	10,124,914	3.56

2	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス	214	42,289.56	9,049,966	45,895.09	9,821,550	3.46
3	アメリカ	株式	CVS HEALTH CORPORATION	生活必需品	781	9,188.56	7,176,266	12,424.35	9,703,422	3.41
4	アメリカ	株式	CELGENE CORP	ヘルスケア	622	10,174.92	6,328,803	14,711.95	9,150,836	3.22
5	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	情報技術	272	26,146.36	7,111,812	32,650.16	8,880,844	3.12
6	キュラソー	株式	SCHLUMBERGER LTD	エネルギー	808	12,585.00	10,168,685	10,005.56	8,084,493	2.84
7	アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費財・サービス	585	9,507.01	5,561,602	13,761.37	8,050,403	2.83
8	アメリカ	株式	COMCAST CORP-SPECIAL CL A	一般消費財・サービス	1,009	6,385.71	6,443,187	7,002.34	7,065,363	2.49
9	アメリカ	株式	THE WALT DISNEY CO.	一般消費財・サービス	559	10,226.20	5,716,451	12,470.87	6,971,217	2.45
10	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア	512	10,145.10	5,194,295	13,556.22	6,940,789	2.44
11	アメリカ	株式	APPLE INC	情報技術	438	11,203.02	4,906,927	15,554.59	6,812,913	2.40
12	アメリカ	株式	BLACKROCK INC	金融	152	38,001.80	5,776,274	44,728.63	6,798,752	2.39
13	アメリカ	株式	AKAMAI TECHNOLOGIES	情報技術	818	6,976.10	5,706,452	8,295.82	6,785,985	2.39
14	アメリカ	株式	EBAY INC	情報技術	909	6,166.25	5,605,130	6,982.06	6,346,698	2.23
15	ベルギー	株式	ANHEUSER-BUSCH INBEV SPN ADR	生活必需品	416	13,339.15	5,549,090	15,205.73	6,325,585	2.23
16	アメリカ	株式	GOOGLE INC-CL C	情報技術	89	66,911.66	5,955,138	66,252.10	5,896,437	2.07
17	アメリカ	株式	WW GRAINGER INC	資本財・サービス	189	28,421.33	5,371,632	28,670.12	5,418,653	1.91
18	アメリカ	株式	RED HAT INC	情報技術	650	6,471.59	4,206,534	8,277.33	5,380,270	1.89
19	アメリカ	株式	ZOETIS INC	ヘルスケア	960	3,918.01	3,761,299	5,560.36	5,337,953	1.88
20	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	情報技術	996	5,346.87	5,325,487	5,254.43	5,233,422	1.84
21	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	ヘルスケア	423	12,078.47	5,109,194	12,260.95	5,186,384	1.82
22	アメリカ	株式	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	ヘルスケア	693	5,834.68	4,043,438	7,330.33	5,079,921	1.79
23	アメリカ	株式	TOWERS WATSON & CO-CL A	資本財・サービス	320	12,392.15	3,965,489	15,763.91	5,044,453	1.77
24	アメリカ	株式	MONSANTO COMPANY	素材	351	14,188.35	4,980,114	14,308.82	5,022,396	1.77
25	アメリカ	株式	FACEBOOK INC-A	情報技術	513	8,277.33	4,246,275	9,590.50	4,919,927	1.73
26	アメリカ	株式	PRECISION CASTPARTS CORP	資本財・サービス	189	26,920.79	5,088,031	25,893.51	4,893,875	1.72
27	アメリカ	株式	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	ヘルスケア	310	14,567.63	4,515,967	15,521.79	4,811,757	1.69
28	アメリカ	株式	CAMERON INTERNATIONAL CORP	エネルギー	853	7,620.62	6,500,389	5,635.50	4,807,088	1.69
29	アイルランド	株式	EATON CORP PLC	資本財・サービス	546	8,997.72	4,912,760	8,562.39	4,675,067	1.64
30	アメリカ	株式	CITRIX SYSTEMS INC	情報技術	611	7,561.71	4,620,210	7,570.06	4,625,311	1.63

（注）平成27年2月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

b.種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率（%）
株式	エネルギー	5.50
	素材	1.77
	資本財・サービス	10.03
	一般消費財・サービス	14.82
	生活必需品	7.19
	ヘルスケア	17.29
	金融	6.30
	情報技術	28.16
合計		91.06

②【投資不動産物件】

ＬＭ・米国・ラージ・キャップ・グロース・ファンド

該当事項はありません。

（参考）ＬＭ・米国・ラージ・キャップ・グロース・マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

ＬＭ・米国・ラージ・キャップ・グロース・ファンド

該当事項はありません。

（参考）ＬＭ・米国・ラージ・キャップ・グロース・マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期間末	純資産総額（円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末　（平成19年 7月23日）	2,846,268,884	2,846,268,884	12,479	12,479
第2計算期間末　（平成20年 7月22日）	2,765,591,811	2,765,591,811	9,370	9,370
第3計算期間末　（平成21年 7月22日）	1,228,093,518	1,228,093,518	7,064	7,064
第4計算期間末　（平成22年 7月22日）	627,941,695	627,941,695	6,947	6,947
第5計算期間末　（平成23年 7月22日）	459,725,794	459,725,794	7,843	7,843
第6計算期間末　（平成24年 7月23日）	347,251,379	347,251,379	7,996	7,996
第7計算期間末　（平成25年 7月22日）	397,465,008	397,465,008	13,263	13,263
第8計算期間末　（平成26年 7月22日）	330,651,893	330,651,893	15,910	15,910
平成26年 2月末日	348,639,939	—	15,527	—
3月末日	342,923,407	—	15,326	—
4月末日	335,880,449	—	15,103	—
5月末日	339,598,308	—	15,395	—
6月末日	339,346,556	—	15,820	—
7月末日	329,008,877	—	16,243	—
8月末日	289,527,438	—	16,666	—
9月末日	264,975,305	—	17,437	—
10月末日	264,163,247	—	17,515	—
11月末日	283,044,327	—	19,723	—
12月末日	278,483,728	—	20,370	—
平成27年 1月末日	261,574,370	—	19,277	—
2月末日	283,733,676	—	20,759	—

（注）基準価額は1万口当たりの純資産額です。

②【分配の推移】

期	期間	1万口当たりの分配金（円）
第1計算期間	平成18年 7月28日～平成19年 7月23日	0
第2計算期間	平成19年 7月24日～平成20年 7月22日	0
第3計算期間	平成20年 7月23日～平成21年 7月22日	0
第4計算期間	平成21年 7月23日～平成22年 7月22日	0
第5計算期間	平成22年 7月23日～平成23年 7月22日	0
第6計算期間	平成23年 7月23日～平成24年 7月23日	0
第7計算期間	平成24年 7月24日～平成25年 7月22日	0
第8計算期間	平成25年 7月23日～平成26年 7月22日	0

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第1計算期間	平成18年 7月28日～平成19年 7月23日	24.79
第2計算期間	平成19年 7月24日～平成20年 7月22日	△24.91
第3計算期間	平成20年 7月23日～平成21年 7月22日	△24.61
第4計算期間	平成21年 7月23日～平成22年 7月22日	△1.66
第5計算期間	平成22年 7月23日～平成23年 7月22日	12.90
第6計算期間	平成23年 7月23日～平成24年 7月23日	1.95
第7計算期間	平成24年 7月24日～平成25年 7月22日	65.87
第8計算期間	平成25年 7月23日～平成26年 7月22日	19.96
第9中間計算期間	平成26年 7月23日～平成27年 1月22日	21.84

（注）収益率は、計算期間末の基準価額（分配付きの額。）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

（４）【設定及び解約の実績】

期	設定口数（口）	解約口数（口）
第1計算期間	3,085,534,322	804,761,916
第2計算期間	1,788,033,550	1,117,356,071
第3計算期間	333,714,694	1,546,590,460
第4計算期間	26,353,481	861,006,575
第5計算期間	31,586,702	349,371,989
第6計算期間	4,756,005	156,605,010
第7計算期間	1,353,517	135,971,317
第8計算期間	1,606,391	93,451,905
第9中間計算期間	878,236	73,002,900

（注）当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

＜参考情報＞

基準価額・純資産の推移

※分配金込み基準価額は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が算出したものです。

基準価額・純資産総額

基準価額	純資産総額
20,759円	3億円

分配の推移

2010年7月	0円
2011年7月	0円
2012年7月	0円
2013年7月	0円
2014年7月	0円
設定来累計	0円

※1万口当たり、税引前
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、または分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況(LM・米国・ラージ・キャップ・グロース・マザーファンド)

■資産別組入比率

資産	比率(%)
株式	91.06
現金・預金・その他の資産	8.94
合計	100.00

■業種別組入比率

業種	比率(%)
情報技術	28.16
ヘルスケア	17.29
一般消費財・サービス	14.82
資本財・サービス	10.03
生活必需品	7.19
金融	6.30
エネルギー	5.50
素材	1.77
合計	91.06

■組入上位10銘柄(組入銘柄数 48)

銘柄名	国	通貨	業種	比率(%)
BIOGEN IDEC INC	アメリカ	米ドル	ヘルスケア	3.56
AMAZON.COM INC	アメリカ	米ドル	一般消費財・サービス	3.46
CVS HEALTH CORPORATION	アメリカ	米ドル	生活必需品	3.41
CELGENE CORP	アメリカ	米ドル	ヘルスケア	3.22
VISA INC-CLASS A SHARES	アメリカ	米ドル	情報技術	3.12
SCHLUMBERGER LTD	キュラソー	米ドル	エネルギー	2.84
HOME DEPOT INC	アメリカ	米ドル	一般消費財・サービス	2.83
COMCAST CORP-SPECIAL CL A	アメリカ	米ドル	一般消費財・サービス	2.49
THE WALT DISNEY CO.	アメリカ	米ドル	一般消費財・サービス	2.45
UNITEDHEALTH GROUP INC	アメリカ	米ドル	ヘルスケア	2.44

※上記比率はマザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
※当ファンドにおける上記マザーファンド受益証券の組入比率は100.17%です。

年間収益率の推移

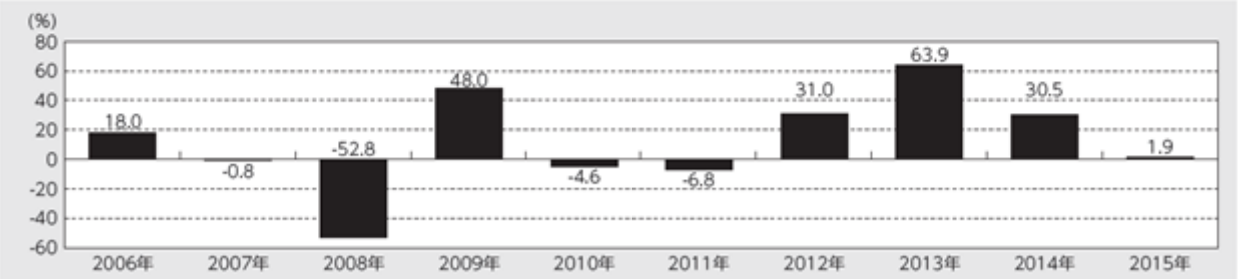

※当ファンドにはベンチマークはありません。
※年間収益率は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が暦年ベースで算出したものです。
※2006年は設定日(2006年7月28日)から年末までの収益率、2015年は年初から基準日までの収益率を表示しています。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

第２【管理及び運営】

３【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

（訂正前）

（前略）

④運用報告書等

委託会社は、投信法の規定に基づき毎計算期末及び償還時に、期間中の運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。また、金融商品取引法の規定により、有価証券報告書を毎計算期末に、半期報告書を毎計算期間開始６ヵ月後に規定様式によって作成し、監督官庁に提出します。

（注）平成26年12月１日以降、以下の通り変更となります。

a.委託会社は、投信法の規定に基づき毎計算期末及び償還時に、運用報告書（全体版）（投信法第14条第１項に定める運用報告書）及び運用報告書（全体版）のうち運用経過、運用方針及び信託財産の内容等の重要な事項を記載した交付運用報告書（投信法第14条第４項に定める運用報告書）を作成します。

（以下略）

（訂正後）

（前略）

④運用報告書等

a.委託会社は、投信法の規定に基づき毎計算期末及び償還時に、運用報告書（全体版）（投信法第14条第１項に定める運用報告書）及び運用報告書（全体版）のうち運用経過、運用方針及び信託財産の内容等の重要な事項を記載した交付運用報告書（投信法第14条第４項に定める運用報告書）を作成します。

（以下略）

第３【ファンドの経理状況】

１【財務諸表】

原届出書の第二部　ファンド情報　第３　ファンドの経理状況　１　財務諸表につきましては、以下の内容が追加されます。

【中間財務諸表】

（１）当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）（以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成26年 7月23日から平成27年 1月22日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【LM・米国・ラージ・キャップ・グロース・ファンド】
（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	前計算期間末 平成26年 7月22日現在	当中間計算期間末 平成27年 1月22日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	333,709,997	265,611,066
未収入金	―	70,290
流動資産合計	333,709,997	265,681,356
資産合計	333,709,997	265,681,356
負債の部		
流動負債		
未払解約金	―	70,290
未払受託者報酬	90,106	75,620
未払委託者報酬	2,883,682	2,419,984
その他未払費用	84,316	69,533
流動負債合計	3,058,104	2,635,427
負債合計	3,058,104	2,635,427
純資産の部		
元本等		
元本	207,823,419	135,698,755
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	122,828,474	127,347,174
（分配準備積立金）	103,976,351	67,519,468
元本等合計	330,651,893	263,045,929
純資産合計	330,651,893	263,045,929
負債純資産合計	333,709,997	265,681,356

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 自　平成25年 7月23日 至　平成26年 1月22日	当中間計算期間 自　平成26年 7月23日 至　平成27年 1月22日
営業収益		
有価証券売買等損益	63,886,050	57,660,241
営業収益合計	63,886,050	57,660,241
営業費用		
受託者報酬	98,065	75,620
委託者報酬	3,137,888	2,419,984
その他費用	93,884	69,533
営業費用合計	3,329,837	2,565,137
営業利益又は営業損失（△）	60,556,213	55,095,104
経常利益又は経常損失（△）	60,556,213	55,095,104
中間純利益又は中間純損失（△）	60,556,213	55,095,104
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	6,156,209	8,038,186
期首剰余金又は期首欠損金（△）	97,796,075	122,828,474
剰余金増加額又は欠損金減少額	343,482	617,252
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	343,482	617,252
剰余金減少額又は欠損金増加額	24,434,058	43,155,470
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	24,434,058	43,155,470
分配金	－	－
中間剰余金又は中間欠損金（△）	128,105,503	127,347,174

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当中間計算期間 自 平成26年 7月23日　至 平成27年 1月22日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

前計算期間末 平成26年 7月22日現在	当中間計算期間末 平成27年 1月22日現在
1.　計算期間の末日における受益権の総数 207,823,419口 2.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額　1.5910円 (一万口当たり純資産額)　(15,910円)	1.　中間計算期間の末日における受益権の総数 135,698,755口 2.　中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額　1.9385円 (一万口当たり純資産額)　(19,385円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	前中間計算期間 自 平成25年 7月23日 至 平成26年 1月22日	当中間計算期間 自 平成26年 7月23日 至 平成27年 1月22日
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の45相当額を支払っております。	同左

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	前計算期間 自 平成25年 7月23日 至 平成26年 7月22日	当中間計算期間 自 平成26年 7月23日 至 平成27年 1月22日
1.中間貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1　元本の移動

項目	前計算期間 自 平成25年 7月23日 至 平成26年 7月22日	当中間計算期間 自 平成26年 7月23日 至 平成27年 1月22日
期首元本額	299,668,933円	207,823,419円
期中追加設定元本額	1,606,391円	878,236円
期中解約元本額	93,451,905円	73,002,900円

2　デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「ＬＭ・米国・ラージ・キャップ・グロース・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

「ＬＭ・米国・ラージ・キャップ・グロース・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

ＬＭ・米国・ラージ・キャップ・グロース・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	平成26年 7月22日現在	平成27年 1月22日現在
資産の部		
流動資産		
預金	1,835,351	19,125,839
コール・ローン	6,740,945	7,965,105
株式	320,571,144	233,480,614
未収入金	6,879,342	5,835,614
未収配当金	236,325	186,280
未収利息	3	2
流動資産合計	336,263,110	266,593,454
資産合計	336,263,110	266,593,454
負債の部		
流動負債		
未払金	2,545,991	912,053
未払解約金	-	70,290
流動負債合計	2,545,991	982,343
負債合計	2,545,991	982,343
純資産の部		
元本等		
元本	182,066,669	117,939,286
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	151,650,450	147,671,825
元本等合計	333,717,119	265,611,111
純資産合計	333,717,119	265,611,111
負債純資産合計	336,263,110	266,593,454

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 平成26年 7月23日　至 平成27年 1月22日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価格）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	受取配当金 (1)株式 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

平成26年 7月22日現在	平成27年 1月22日現在
1.　開示対象ファンドの期末における当該ファンドの受益権の総数 182,066,669口	1.　開示対象ファンドの期末における当該ファンドの受益権の総数 117,939,286口
2.　開示対象ファンドの期末における当該ファンドの 一口当たり純資産額　1.8329円 (一万口当たり純資産額)　(18,329円)	2.　開示対象ファンドの期末における当該ファンドの 一口当たり純資産額　2.2521円 (一万口当たり純資産額)　(22,521円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	自 平成25年 7月23日 至 平成26年 7月22日	自 平成26年 7月23日 至 平成27年 1月22日
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（その他の注記）

1　元本の移動等

項目	自 平成25年 7月23日 至 平成26年 7月22日	自 平成26年 7月23日 至 平成27年 1月22日
開示対象ファンドの期首における当該ファンドの元本額	266,889,272円	182,066,669円
同期中における追加設定元本額	1,409,237円	759,781円
同期中における解約元本額	86,231,840円	64,887,164円
元本の内訳		
ＬＭ・米国・ラージ・キャップ・グロース・ファンド	182,066,669円	117,939,286円
計	182,066,669円	117,939,286円

2　デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

原届出書の第二部　ファンド情報　第３　ファンドの経理状況　２　ファンドの現況につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

（更新・訂正後）
以下は、平成27年 2月27日現在のファンドの状況であります。

【純資産額計算書】

ＬＭ・米国・ラージ・キャップ・グロース・ファンド

Ⅰ　資産総額	284,234,451円
Ⅱ　負債総額	500,775円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	283,733,676円
Ⅳ　発行済口数	136,677,832口
Ⅴ　1万口当たり純資産額 （Ⅲ／Ⅳ×10,000）	20,759円

（参考）ＬＭ・米国・ラージ・キャップ・グロース・マザーファンド

Ⅰ　資産総額	285,619,179円
Ⅱ　負債総額	1,400,567円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	284,218,612円
Ⅳ　発行済口数	117,642,252口
Ⅴ　1万口当たり純資産額 （Ⅲ／Ⅳ×10,000）	24,160円

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（訂正前）

(1)資本金の額（平成26年８月末現在）

（以下略）

（訂正後）

(1)資本金の額（平成27年２月末現在）

（以下略）

２【事業の内容及び営業の概況】

（訂正前）

（前略）

(2)平成26年８月末現在、委託会社が運用の指図を行っている投資信託（親投資信託を除きます。）は以下の通りです。

種　類	ファンド数	純資産総額の合計額（百万円）
追加型株式投資信託	58	1,512,559
合　計	58	1,512,559

（訂正後）

（前略）

(2)平成27年２月末現在、委託会社が運用の指図を行っている投資信託（親投資信託を除きます。）は以下の通りです。

種　類	ファンド数	純資産総額の合計額（百万円）
追加型株式投資信託	62	1,724,648
合　計	62	1,724,648

３【委託会社等の経理状況】

原届出書の第三部　委託会社等の情報　第１　委託会社等の概況　３　委託会社等の経理状況につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

（更新・訂正後）

１．　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。

なお、第16期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則並びに同規則第2条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

２．　当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

３．　当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表及び第17期中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により監査及び中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

（単位：千円）

	第15期事業年度 (平成25年3月31日)	第16期事業年度 (平成26年3月31日)
資　産　の　部		
流動資産		
現金及び預金	2,032,268	1,824,780
前払費用	63,269	57,883
未収入金	840	-
未収委託者報酬	556,977	525,781
未収運用受託報酬	1,629,769	1,399,086
その他未収収益	28,098	24,572
未収利息	58	238
繰延税金資産	258,745	234,156
流動資産計	4,570,026	4,066,499
固定資産		
有形固定資産	※1	※1
建物	266,002	242,923
器具備品	60,304	44,716
建設仮勘定	1,120	-
有形固定資産計	327,428	287,640
無形固定資産		
ソフトウェア	27,768	22,131
無形固定資産計	27,768	22,131
投資その他の資産		
投資有価証券	161,770	149,549
長期差入保証金	115,537	131,711
保険積立金	354,242	426,602
投資その他の資産計	631,550	707,862
固定資産計	986,746	1,017,635
資産合計	5,556,772	5,084,134

（単位：千円）

		第15期事業年度 (平成25年3月31日)		第16期事業年度 (平成26年3月31日)
負　債　の　部				
流動負債				
預り金		26,039		21,681
未払金		907,785		762,472
未払手数料		231,605		201,468
未払消費税等		85,231		31,779
その他未払金		590,948		529,223
未払費用	※2	1,179,396	※2	1,124,568
未払法人税等		270,170		87,315
前受金		20,044		23,333
流動負債計		2,403,436		2,019,370
固定負債				
退職給付引当金		161,047		192,015
役員退職慰労引当金		482,938		545,354
固定負債計		643,985		737,369
負債合計		3,047,421		2,756,739
純　資　産　の　部				
株主資本				
資本金		1,000,000		1,000,000
資本剰余金				
資本準備金		226,405		226,405
資本剰余金計		226,405		226,405
利益剰余金				
利益準備金		23,594		23,594
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		1,259,350		1,077,395
利益剰余金計		1,282,944		1,100,989
株主資本合計		2,509,350		2,327,395
純資産合計		2,509,350		2,327,395
負債純資産合計		5,556,772		5,084,134

(2) 【損益計算書】

（単位：千円）

		第15期事業年度 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）		第16期事業年度 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）
営業収益				
委託者報酬		10,223,443		9,272,682
運用受託報酬		2,546,566		2,474,827
その他営業収益		266,965		343,897
営業収益計		13,036,975		12,091,407
営業費用				
支払手数料		4,402,847		3,856,873
広告宣伝費		43,566		96,872
公告費		665		665
調査費		4,850,395		4,587,465
調査費	93,771		121,649	
委託調査費	4,755,711		4,464,905	
図書費	913		910	
委託計算費		155,472		150,156
営業雑経費		117,813		201,116
通信費	38,502		61,228	
印刷費	65,565		125,776	
協会費	13,407		13,632	
諸会費	337		479	
営業費用計		9,570,761		8,893,148
一般管理費				
給料		1,516,399		1,538,261
役員報酬	118,588		103,822	
給料・手当	882,301		965,869	
賞与	515,509		468,570	
交際費		7,591		16,036
寄付金		120		-
旅費交通費		42,660		49,992
租税公課		20,188		21,772
不動産賃借料		242,308		247,255
退職給付費用		128,612		133,694
役員退職慰労引当金繰入額		77,189		62,415
固定資産減価償却費		52,874		49,348
諸経費	※1	235,601	※1	299,134
一般管理費計		2,323,544		2,417,910
営業利益		1,142,669		780,347

（単位：千円）

		第15期事業年度 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）	第16期事業年度 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）
営業外収益			
受取利息	※1	3,281	2,199
受取配当金		1,000	1,173
為替差益		18,184	3,830
営業外収益計		22,466	7,202
経常利益		1,165,136	787,550
税引前当期純利益		1,165,136	787,550
法人税、住民税及び事業税		562,687	344,916
法人税等調整額		△43,802	24,589
法人税等合計		518,885	369,505
当期純利益		646,251	418,044

(3) 【株主資本等変動計算書】

第15期事業年度（自 平成24年4月 1日　至 平成25年3月31日）　（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	1,000,000	226,405	23,594	1,013,099	1,036,693	2,263,099	2,263,099
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	△400,000	△400,000	△400,000	△400,000
当期純利益	-	-	-	646,251	646,251	646,251	646,251
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	246,251	246,251	246,251	246,251
当期末残高	1,000,000	226,405	23,594	1,259,350	1,282,944	2,509,350	2,509,350

第16期事業年度（自 平成25年4月 1日　至 平成26年3月31日）　（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	1,000,000	226,405	23,594	1,259,350	1,282,944	2,509,350	2,509,350
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	△600,000	△600,000	△600,000	△600,000
当期純利益	-	-	-	418,044	418,044	418,044	418,044
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△181,955	△181,955	△181,955	△181,955
当期末残高	1,000,000	226,405	23,594	1,077,395	1,100,989	2,327,395	2,327,395

重要な会計方針

1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1)満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） (2)その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法
2.固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物　12年～18年 器具備品　4年～8年 (2)無形固定資産 定額法によっております。 ただしソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3.引当金の計上基準	(1)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び退職給付年金について当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務は、簡便法（確定給付年金制度においては直近の年金財政計算上の責任準備金に合理的な調整を加えた額をもって退職給付債務とし、退職一時金制度においては当事業年度末現在の要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。 (2)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の費用として処理しております。

表示方法の変更

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号　平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第25号　平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を当事業年度より適用し、（退職給付関係）の注記の表示方法を変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、（退職給付関係）の注記の組替えは行っておりません。

注記事項

（貸借対照表関係）

第15期事業年度 (平成25年3月31日)	第16期事業年度 (平成26年3月31日)

※1 固定資産の減価償却累計額 建物 119,641千円 器具備品 162,046千円 ※2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払費用 2,575千円	※1 固定資産の減価償却累計額 建物 142,720千円 器具備品 181,559千円 ※2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払費用 1,087千円

（損益計算書関係）

第15期事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）	第16期事業年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
※1 関係会社との取引 諸経費 39,195千円 受取利息 564千円	※1 関係会社との取引 諸経費 47,487千円

（株主資本等変動計算書関係）

第15期事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1． 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	78,270	―	―	78,270

2． 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年6月27日定時株主総会	普通株式	400,000	5,110.5	平成24年3月31日	平成24年6月28日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年6月24日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	600,000	7,665.7	平成25年3月31日	平成25年6月27日

第16期事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1． 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	78,270	―	―	78,270

2． 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年6月24日定時株主総会	普通株式	600,000	7,665.7	平成25年3月31日	平成25年6月27日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次の通り決議する予定であります。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年6月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	400,000	5,110.5	平成26年3月31日	平成26年6月27日

（リース取引関係）

第15期事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）	第16期事業年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
オペレーティング・リース取引 （借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年以内 196,942千円 1年超 246,177千円 合計 443,119千円	オペレーティング・リース取引 （借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年以内 196,942千円 1年超 49,235千円 合計 246,177千円

（金融商品関係）

第15期事業年度（自 平成24年4月1日　至 平成25年3月31日）

1．　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、投資顧問業務マニュアルに従い、投資顧問部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。また、定期的に行われる本社との財務・資金委員会において報告を行っております。

2．　金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（（注）　2．　参照）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金及び預金	2,032,268	2,032,268	―
（2）未収委託者報酬	556,977	556,977	―
（3）未収運用受託報酬	1,629,769	1,629,769	―
（4）投資有価証券	152,485	152,485	―
資産計	4,371,500	4,371,500	―
（1）その他未払金	590,948	590,948	―
（2）未払手数料	231,605	231,605	―
（3）未払費用	1,179,396	1,179,396	―
負債計	2,001,951	2,001,951	―

（注）1．　金融資産の時価の算定方法に関する事項

資産

（1）現金及び預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（4）投資有価証券

上記表の投資有価証券は金銭信託及び投資信託受益証券であります。これらの時価については帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、投資信託受益証券については基準価額を基礎としております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

（1）その他未払金、（2）未払手数料、（3）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2．　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「（4）投資有価証券」には含めておりません。

（注）3．　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	2,032,268	―
未収委託者報酬	556,977	―
未収運用受託報酬	1,629,769	―
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	9,235	141,250
合計	4,228,249	141,250

第16期事業年度（自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）

1．　金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、投資顧問業務マニュアルに従い、投資顧問部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。また、定期的に行われる本社との財務・資金委員会において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（（注） 2. 参照）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,824,780	1,824,780	―
(2) 未収委託者報酬	525,781	525,781	―
(3) 未収運用受託報酬	1,399,086	1,399,086	―
(4) 投資有価証券	140,263	140,263	―
資産計	3,889,912	3,889,912	―
(1) その他未払金	529,223	529,223	―
(2) 未払手数料	201,468	201,468	―
(3) 未払費用	1,124,568	1,124,568	―
負債計	1,855,260	1,855,260	―

(注) 1. 金融資産の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

上記表の投資有価証券は金銭信託及び投資信託受益証券であります。これらの時価については帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、投資信託受益証券については基準価額を基礎としております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

(1) その他未払金、(2) 未払手数料、(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2.　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「（4）投資有価証券」には含めておりません。

（注）3.　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	1,824,780	―
未収委託者報酬	525,781	―
未収運用受託報酬	1,399,086	―
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	-	137,263
合計	3,749,649	137,263

（有価証券関係）

第15期事業年度 (平成25年3月31日)	第16期事業年度 (平成26年3月31日)
1.その他有価証券 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 金銭信託 貸借対照表計上額　150,485千円 取得原価　150,485千円 差額　― 投資信託受益証券 貸借対照表計上額　2,000千円 取得原価　2,000千円 差額　― （注）非上場株式（貸借対照表計上額9,285千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記「その他有価証券」には含めておりません。	1.その他有価証券 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 金銭信託 貸借対照表計上額　137,263千円 取得原価　137,263千円 差額　― 投資信託受益証券 貸借対照表計上額　3,000千円 取得原価　3,000千円 差額　― （注）同　左

（退職給付関係）

第15期事業年度（自　平成24年4月1日　至　平成25年3月31日）

1.　採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度と確定給付年金制度を併用しております。

2.　退職給付債務に関する事項

①退職給付債務　731,260千円
②年金資産　570,213千円
③退職給付引当金　161,047千円

3．　退職給付費用に関する事項
①退職給付費用　　128,612千円

4．　退職給付債務等の計算の基礎に関する事項
①退職給付債務及び費用の計算にあたっては簡便法を用いております。

第16期事業年度（自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）
1．　採用している退職給付制度の概要
当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付年金制度と退職一時金制度を併用しております。
確定給付年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。
退職一時金制度では、退職給付として賞与のうち一定額を留保した金額を一時金として支給します。
確定給付年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2．　確定給付制度
（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	161,047千円
退職給付費用	133,694千円
退職給付の支払額	△14,669千円
制度への拠出金	△88,056千円
退職給付引当金の期末残高	192,015千円

（2）退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

積立型制度の退職給付債務	675,682千円
年金資産	△620,931千円
	54,751千円
非積立制度の退職給付債務	137,263千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	192,015千円
退職給付引当金	192,015千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	192,015千円

(3)退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	133,694千円

（ストック・オプション等関係）

第15期事業年度 （自　平成24年4月1日　至　平成25年3月31日）	第16期事業年度 （自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）
1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 諸経費　39,195千円 2.ストック・オプション等の内容 当社は、親会社であるレッグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号　平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号　平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。	1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 諸経費　47,487千円 2.ストック・オプション等の内容 同　左

（税効果会計関係）

第15期事業年度 （自 平成24年4月1日　至 平成25年3月31日）	第16期事業年度 （自 平成25年4月1日　至 平成26年3月31日）
1.繰延税金資産の発生の主な原因別内訳	1.繰延税金資産の発生の主な原因別内訳

第15期事業年度（自 平成24年4月1日　至 平成25年3月31日）

1.繰延税金資産の発生の主な原因別内訳

	千円
繰延税金資産	
未払金	196,081
役員退職慰労引当金	183,580
退職給付引当金	61,214
未払費用	88,783
有価証券評価損	34,480
長期差入保証金	21,659
繰延税金資産小計	585,799
評価性引当額	△327,054
繰延税金資産合計	258,745

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(%)
法定実効税率	38.0
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.6
住民税均等割	0.3
評価性引当金	3.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.5

3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

該当事項はありません。

第16期事業年度（自 平成25年4月1日　至 平成26年3月31日）

1.繰延税金資産の発生の主な原因別内訳

	千円
繰延税金資産	
未払金	166,998
役員退職慰労引当金	194,376
退職給付引当金	68,434
未払費用	85,235
有価証券評価損	32,330
長期差入保証金	23,978
繰延税金資産小計	571,353
評価性引当額	△337,196
繰延税金資産合計	234,156

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(%)
法定実効税率	38.0
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.2
住民税均等割	0.5
評価性引当金	1.2
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.9

3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。
この税率変更により、繰延税金資産の金額は15,571千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

（資産除去債務関係）

第15期事業年度（自 平成24年4月1日　至 平成25年3月31日）

1.　当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で賃室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。

2.　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を95ケ月と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金が計上されているため、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

3．当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首における資産除去債務認識額	49,535千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	―
その他増減額（△は減少）	7,449千円
期末における資産除去債務認識額	56,984千円

第16期事業年度（自 平成25年4月1日　至 平成26年3月31日）

1．当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で賃室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。

2．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を95ケ月と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金が計上されているため、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

3．当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首における資産除去債務認識額	56,984千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	―
その他増減額（△は減少）	8,294千円
期末における資産除去債務認識額	65,279千円

（セグメント情報等関係）

［セグメント情報］

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。

また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

［関連情報］

第15期事業年度（自 平成24年4月1日　至 平成25年3月31日）

1．製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資運用業	投資助言・代理業	その他	合計
外部顧客への営業収益	10,223,443	2,546,566	266,965	13,036,975

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）	4,317,846
LM・オーストラリア毎月分配型ファンド	2,578,957

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
第15期事業年度（自 平成24年4月1日　至 平成25年3月31日）
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
第15期事業年度（自 平成24年4月1日　至 平成25年3月31日）
該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報
第15期事業年度（自 平成24年4月1日　至 平成25年3月31日）
該当事項はありません。

第16期事業年度（自 平成25年4月1日　至 平成26年3月31日）

1．製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資運用業	投資助言・代理業	その他	合計
外部顧客への営業収益	9,272,682	2,474,827	343,897	12,091,407

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）	2,722,691
LM・オーストラリア毎月分配型ファンド	1,972,286

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
第16期事業年度（自 平成25年4月1日　至 平成26年3月31日）
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
第16期事業年度（自 平成25年4月1日　至 平成26年3月31日）
該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報
第16期事業年度（自 平成25年4月1日　至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第15期事業年度（自 平成24年4月1日　至 平成25年3月31日）

１．　関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社及び主要会社（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	レッグ・メイソン・インク	米国 メリーランド州 ボルティモア	百万米ドル 12	持株会社	被所有 直接 100%	資金の貸付 ストック・オプション費用の負担	貸付金の回収	千円 400,000	-	千円 -
							利息の受取（注１）	564	-	-
							諸経費の支払	39,195	未払費用	2,575

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注１）貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

（２）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド	英国 ロンドン市	百万米ドル 11	金融業	―	サービス契約 投資顧問契約	その他営業収益の受取（注２）	千円 52,186	その他未収収益	千円 5,012
							委託調査費の支払（注１）	240,059	未払費用	20,625
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー	米国 カリフォルニア州 パサディナ	百万米ドル 89	金融業	―	サービス契約 投資顧問契約	その他営業収益の受取（注２）	千円 188,900	その他未収収益	千円 19,598
							委託調査費の支払（注１）	128,280	未払費用	12,811
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	百万豪ドル 18	金融業	―	投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	千円 1,552,092	未払費用	千円 208,705
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント（株）	東京都 千代田区	億円 10	金融業	―	役員の兼任 投資顧問契約 オフィスの賃借	委託調査費の支払（注１）	千円 28,049	未払費用	千円 2,478
							-	-	長期差入保証金	125,397
							不動産賃借料等の支払	173,252	前払費用	14,347

同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダ	ブラジル サンパウロ州 サンパウロ	百万ブラジルレアル 69	金融業	―	投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	千円 1,188,103	未払費用	千円 94,942
同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ・リミテッド	英国 ロンドン市	百万米ドル 11	金融業	―	サービス契約 投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	千円 58,913	未払費用	千円 3,258
同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン・インベストメンツ・（ヨーロッパ）リミテッド	英国 ロンドン市	百万英ポンド 33	金融業	―	役員の兼任 サービス契約	その他営業収益の受取（注２）	千円 20,647	その他未収収益	千円 1,931
同一の親会社を持つ会社	クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	―	投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	千円 6,892	未払費用	千円 5,602
同一の親会社を持つ会社	バッテリーマーチ・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 マサチューセッツ州 ボストン	米ドル 1	金融業	―	投資顧問契約	諸経費の支払	千円 4,286	未払費用	千円 42,331
							委託調査費の支払（注１）	405,099		
同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン&カンパニー・エルエルシー	米国 メリーランド州 ボルティモア	米ドル 1	サービス業	―	サービス契約	調査費・諸経費の支払	千円 55,589	未払費用	千円 4,478
同一の親会社を持つ会社	ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国 ペンシルバニア州 フィラデルフィア	-	金融業	―	投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	千円 972,737	未払費用	千円 671,106
同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	百万豪ドル 47	金融業	―	役員の兼任 サービス契約 投資顧問契約	その他営業収益の受取（注２）	千円 3,928	その他未収収益	千円 1,481
							委託調査費の支払（注１）	174,894	未払費用	22,676
同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン・インベストメンツ・（ルクセンブルグ）エス・エー	ルクセンブルグ	百万米ドル 1	金融業	―	サービス契約	その他営業収益の受取（注２）	千円 1,302	その他未収収益	千円 74

同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーイー・リミテッド	シンガポール	百万ＳＧドル 38	金融業	－	投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	千円 588	未払費用	千円 588

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注１）委託調査費の支払は国内投信及び国内年金に係る運用・助言業務の再委託に対する支払であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注２）その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス報酬であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注３）取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

２．　親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

レッグ・メイソン・インク　（ニューヨーク証券取引所に上場）

第16期事業年度（自 平成25年4月1日　至 平成26年3月31日）

１．　関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社及び主要会社（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	レッグ・メイソン・インク	米国 メリーランド州 ボルティモア	百万米ドル 11	持株会社	被所有 直接 100%	ストック・オプション費用の負担	諸経費の支払	千円 47,487	未払費用	千円 1,087

（２）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド	英国 ロンドン市	百万米ドル 11	金融業	－	サービス契約	その他営業収益の受取（注２）	千円 26,500	その他未収収益	千円 33
						投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	216,041	未払費用	16,329
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー	米国 カリフォルニア州 パサディナ	百万米ドル 89	金融業	－	サービス契約	その他営業収益の受取（注２）	千円 110,894	その他未収収益	千円 2,970
						投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	166,342	未払費用	15,205

同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド	オーストラリアビクトリア州メルボルン	百万豪ドル 18	金融業	―	投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	千円 1,352,521	未払費用	千円 200,596
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント（株）	東京都千代田区	億円 10	金融業	―	役員の兼任 投資顧問契約 オフィスの賃借	委託調査費の支払（注１）	千円 28,129	未払費用	千円 2,398
							-	-	長期差入保証金	125,397
							不動産賃借料等の支払	173,484	前払費用	14,750
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダ	ブラジルサンパウロ州サンパウロ	百万ブラジルレアル 69	金融業	―	投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	千円 828,562	未払費用	千円 57,229
同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ・リミテッド	英国ロンドン市	百万米ドル 11	金融業	―	投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	千円 992	-	千円 -
同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン・インベストメンツ・（ヨーロッパ）リミテッド	英国ロンドン市	百万英ポンド 33	金融業	―	役員の兼任 サービス契約	その他営業収益の受取（注２）	千円 21,858	その他未収収益	千円 1,795
同一の親会社を持つ会社	クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー	米国ニューヨーク州ニューヨーク	-	金融業	―	サービス契約 投資顧問契約	その他営業収益の受取（注２）	千円 156,370	その他未収収益	千円 16,616
							委託調査費の支払（注１）	437,359	未払費用	47,659
同一の親会社を持つ会社	バッテリーマーチ・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国マサチューセッツ州ボストン	米ドル 1	金融業	―	投資顧問契約	諸経費の支払	千円 3,127	未払費用	千円 6,695
							委託調査費の支払（注１）	202,427		
同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン＆カンパニー・エルエルシー	米国メリーランド州ボルティモア	米ドル 1	サービス業	―	サービス契約	調査費・諸経費の支払	千円 76,928	前払費用	千円 8,278
									未払費用	5,556

同一の親会社を持つ会社	ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国ペンシルバニア州フィラデルフィア	-	金融業	－	投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	千円 1,056,165	未払費用	千円 666,106
同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド	オーストラリアビクトリア州メルボルン	百万豪ドル 47	金融業	－	役員の兼任 サービス契約 投資顧問契約	その他営業収益の受取（注２）	千円 27,847	その他未収収益	千円 3,157
							委託調査費の支払（注１）	157,669	未払費用	10,845
同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン・インベストメンツ・（ルクセンブルグ）エス・エー	ルクセンブルグ	百万米ドル 1	金融業	－	サービス契約	その他営業収益の受取（注２）	千円 425	-	千円 -
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーイー・リミテッド	シンガポール	百万ＳＧドル 38	金融業	－	投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	千円 18,694	未払費用	千円 2,188

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注１）委託調査費の支払は国内投信及び国内年金に係る運用・助言業務の再委託に対する支払であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注２）その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス報酬であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注３）取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

２．　親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

レッグ・メイソン・インク　（ニューヨーク証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

第15期事業年度 （自 平成24年4月1日　至 平成25年3月31日）	第16期事業年度 （自 平成25年4月1日　至 平成26年3月31日）
１株当たり純資産額　32,060円18銭 １株当たり当期純利益金額　8,256円69銭 (注) １株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。 当期純利益　646,251千円 普通株式に帰属しない金額　- 普通株式に係る当期純利益　646,251千円 期中平均株式数　78千株 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	１株当たり純資産額　29,735円47銭 １株当たり当期純利益金額　5,341円06銭 (注) １株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。 当期純利益　418,044千円 普通株式に帰属しない金額　- 普通株式に係る当期純利益　418,044千円 期中平均株式数　78千株 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

第15期事業年度 （自　平成24年4月1日　至　平成25年3月31日）	第16期事業年度 （自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

次へ

中間財務諸表

（1）中間貸借対照表

（単位：千円）

		第17期中間会計期間末 （平成26年9月30日）
資　産　の　部		
流動資産		
現金及び預金		1,425,032
前払費用		53,755
未収入金		8,147
立替金		7
未収委託者報酬		597,483
未収運用受託報酬		982,920
その他未収収益		26,929
未収利息		26
繰延税金資産		124,308
流動資産計		3,218,613
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	231,384
器具備品	※1	35,683
建設仮勘定		3,900
有形固定資産計		270,967
無形固定資産		
ソフトウェア		22,465
無形固定資産計		22,465
投資その他の資産		
投資有価証券		148,475
長期差入保証金		130,858
保険積立金		484,188
前払年金費用		32,196
投資その他の資産計		795,719
固定資産計		1,089,152
資産合計		4,307,766

（単位：千円）

	第17期中間会計期間末 （平成26年9月30日）
負　債　の　部	
流動負債	
預り金	26,279
未払手数料	201,911
未払消費税等	156,562
未払費用	574,256
未払法人税等	118,913
前受金	34,161
賞与引当金	225,054
流動負債計	1,337,138
固定負債	
退職給付引当金	155,190
役員退職慰労引当金	569,629
固定負債計	724,820
負債合計	2,061,958
純　資　産　の　部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	226,405
資本剰余金計	226,405
利益剰余金	
利益準備金	23,594
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	995,807
利益剰余金計	1,019,401
株主資本計	2,245,807
純資産合計	2,245,807
負債・純資産合計	4,307,766

（2）中間損益計算書

（単位：千円）

		第17期中間会計期間 （自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日）
営業収益		
委託者報酬		4,724,892
運用受託報酬		1,005,218
その他営業収益		146,279
営業収益計		5,876,390
営業費用		4,156,383
一般管理費	※1	1,196,673
営業利益		523,333
営業外収益		
受取利息		392
受取配当金		1,279
為替差益		11,509
営業外収益計		13,180
経常利益		536,514
税引前中間純利益		536,514
法人税、住民税及び事業税		108,255
法人税等調整額		109,847
法人税等合計		218,102
中間純利益		318,411

（3）中間株主資本等変動計算書

第17期中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日） **（単位：千円）**

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	1,000,000	226,405	23,594	1,077,395	1,100,989	2,327,395	2,327,395
当中間期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	△400,000	△400,000	△400,000	△400,000
中間純利益	-	-	-	318,411	318,411	318,411	318,411
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	△81,588	△81,588	△81,588	△81,588
当中間期末残高	1,000,000	226,405	23,594	995,807	1,019,401	2,245,807	2,245,807

重要な会計方針

項　目	第17期中間会計期間 （自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日）
1.資産の評価基準及び評価方法	有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） その他有価証券 時価のあるもの 中間期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法
2.固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　12～18年 器具備品　4～8年 (2)無形固定資産 定額法によっております。 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3.引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支給見積額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び退職給付年金について当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務は、簡便法（確定給付年金制度においては直近の年金財政計算上の責任準備金に合理的な調整を加えた額をもって退職給付債務とし、退職一時金制度においては当中間会計期間末現在の要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。また、確定給付企業年金制度については、年金資産が退職給付債務を超えるため、前払年金費用を計上しております。 (3)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。
4.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の期間費用として処理しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第17期中間会計期間末 平成26年9月30日
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物　154,259千円 器具備品　189,301千円

（中間損益計算書関係）

第17期中間会計期間 （自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日）
※1 減価償却実施額 有形固定資産　20,532千円 無形固定資産　3,786千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第17期中間会計期間
（自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首（株）	当中間会計期間増加（株）	当中間会計期間減少（株）	当中間会計期間末（株）
普通株式	78,270	-	-	78,270

2.配当に関する事項
配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	400,000	5,110.5	平成26年 3月31日	平成26年 6月27日

（リース取引関係）

第17期中間会計期間
（自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日）

オペレーティング・リース取引
（借主側）
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	147,706千円
1年超	- 千円
合計	147,706千円

（金融商品関係）

第17期中間会計期間（自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成26年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）2.参照）

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額

（1）現金及び預金	1,425,032	1,425,032	―
（2）未収委託者報酬	597,483	597,483	―
（3）未収運用受託報酬	982,920	982,920	―
（4）投資有価証券	139,190	139,190	―
資産計	3,144,628	3,144,628	―
（1）未払手数料	201,911	201,911	―
（2）未払費用	574,256	574,256	―
負債計	776,167	776,167	―

（注）1．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

（1）現金及び預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（4）投資有価証券

上記表の投資有価証券は金銭信託及び投資信託受益証券であります。これらの時価について金銭信託については、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、投資信託受益証券については基準価額を基礎としております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

（1）未払手数料、（2）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「（4）投資有価証券」には含めておりません。

（有価証券関係）

第17期中間会計期間末 平成26年9月30日
1.その他有価証券 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 金銭信託 中間貸借対照表計上額　137,190千円 取得原価　137,190千円 差額　― 投資信託受益証券 中間貸借対照表計上額　2,000千円 取得原価　2,000千円 差額　― 非上場株式（中間貸借対照表計上額9,285千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記「その他有価証券」には含めておりません。

（ストック・オプション等関係）

第17期中間会計期間 （自　平成26年4月　1日　至　平成26年9月30日）
1.ストック・オプション等に係る当中間会計期間における費用計上額及び科目名 一般管理費　42,900千円 2.ストック・オプション等の内容 当社は、親会社であるレッグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号　平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号　平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。

（資産除去債務関係）

第17期中間会計期間（自　平成26年4月　1日　至　平成26年9月30日）

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減	
当中間会計期間期首における資産除去債務認識額	65,279千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-千円
その他増減額（△は減少）	829千円
当中間会計期間末における資産除去債務認識額	66,108千円

（セグメント情報等関係）

［セグメント情報］

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。

また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

［関連情報］

第17期中間会計期間（自　平成26年4月　1日　至　平成26年9月30日）

1．製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資運用業	投資助言・代理業	その他	合計
外部顧客への営業収益	4,724,892	1,005,218	146,279	5,876,390

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
LM・オーストラリア毎月分配型ファンド	1,109,328
LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）	1,023,521
LM・オーストラリア債券ファンド（適格機関投資家専用）	642,296

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
第17期中間会計期間（自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日）
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
第17期中間会計期間（自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日）
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
第17期中間会計期間（自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日）
該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第17期中間会計期間 （自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日）	
１株当たり純資産額	28,693.07円
１株当たり中間純利益金額	4,068.12円

（注）1．なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2．１株当たり中間純利益金額の算定の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益	318,411千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	318,411千円
期中平均株式数	78,270株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

原届出書の第三部　委託会社等の情報　第２　その他の関係法人の概況　１　名称、資本金の額及び事業の内容につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

（更新・訂正後）

(1)受託会社

①名称

三井住友信託銀行株式会社

②資本金の額

平成26年９月末現在　　342,037百万円

③事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」といいます。）に基づき信託業務を営んでいます。

（参考）再信託受託会社の概要

①名称

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

②資本金の額

平成26年９月末現在　　51,000百万円

③事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

(2)投資顧問会社

①名称

クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー

②資本金の額

平成26年３月末現在、該当なし。

③事業の内容

米国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及びその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(3)販売会社

名称	資本金の額（百万円） 平成26年９月末現在	事業の内容
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
髙木証券株式会社	11,069	
株式会社ＳＢＩ証券	47,937	

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成26年６月25日

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

あ ら た 監 査 法 人
指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　鶴　田　光　夫　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成25年４月１日から平成26年３月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成26年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

次へ

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

平成26年12月24日

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

あらた監査法人
指定社員
業務執行社員　公認会計士　鶴 田 光 夫 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第17期事業年度の中間会計期間（平成26年４月１日から平成26年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成26年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年４月１日から平成26年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

次へ

独立監査人の中間監査報告書

平成２７年３月２３日

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　　公認会計士　　松村　洋季

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　　公認会計士　　宮田　八郎

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＬＭ・米国・ラージ・キャップ・グロース・ファンドの平成２６年７月２３日から平成２７年１月２２日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。
中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ＬＭ・米国・ラージ・キャップ・グロース・ファンドの平成２７年１月２２日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成２６年７月２３日から平成２７年１月２２日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係
レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）１．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれておりません。

前へ